

第3章 長期的な目標と現状

本章では、「大阪21世紀の環境総合計画」において長期的な目標を定めた6つの主要課題について、施策の現状を示します。

項目	長期的な目標 ↓ その目標に対する現状	実現の方途	取り組み状況	部局名
1 資源循環	<p>石油、石炭、鉱物など地下資源の消費が抑制されているとともに、生産物や廃棄物を含むあらゆる資源の循環を推進し、ごみゼロ社会をめざし、廃棄物の発生抑制や再使用、リサイクルの取り組みが大きく前進していること。</p> <p>平成21年度のリサイクル率は、一般廃棄物が11.8%と平成12年(8.3%)と比べ増加している。</p>	<p>①廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進</p> <p>ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムを推進し、ごみゼロに向けた府民運動を広げます。</p> <p>無駄な消費を抑制するためにレンタル・リースの活用や、容器の再使用・再生利用、さらにはプラスチック類を熱源として利用するサーマルリサイクルなどを組み合わせ廃棄物をゼロにしようとしていること（ゼロエミッション）をめざした事業者の自主的取組みを促進します。</p> <p>建築物の長寿命化設計やリフォームの促進、製品の長寿命化、部品の再使用、リサイクルを容易にする設計や材質の選択などについて生産者に働きかけます。</p> <p>再生産可能な循環型資源である森林資源の利用を事業者や府民に働きかけます。</p> <p>②リサイクルのための施設の整備</p> <p>廃棄物最終処分場跡地などを活用し、民間事業者を主体としたリサイクル施設などの整備、森林・ビオトープなどの自然とふれあう場の創造などを通じて循環型社会の構築をめざす「大阪エコエリア構想」を推進します。</p> <p>③府民、事業者等との連携の強化</p> <p>府民団体、事業者団体、行政等で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」を活用して、関係者相互に連携しながら一般廃棄物の減量化・リサイクルに関する取り組みを推進します。</p> <p>廃棄物に関する環境教育・啓発を学校・企業及び生涯教育の場などで推進します。</p>	<p>府民団体や事業者団体、行政からなる大阪府リサイクル社会推進会議(H18.4 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議を名称変更)において策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を見直し、「リサイクルアクションプログラム(H22.6)」を策定しました。同プログラムに基づき、府民・事業者・行政がそれぞれの立場でさまざまな実践行動を積極的に展開しました。</p> <p>製品の長寿命化、リース・レンタル、リサイクルしやすい製品設計、サーマルリサイクルなどを促進するため、循環型社会形成推進条例に基づき「大阪府循環型社会形成に関する基本方針」を平成16年に策定し、その普及に努めました。</p> <p>間伐材を資源として活用する事業者に対し、リサイクル製品の認定取得を働きかけました。また、地元材を使った健康な家作りを目指した建築事務所等のネットワークを通じ、府民痛いし、府内産材利用の普及啓発活動を実施しました。</p> <p>「大阪エコエリア構想」を推進するため、平成17年7月に「大阪府エコタウンプラン」を策定し、先進的な民間リサイクル施設などを整備することなどにより、循環型社会の構築をめざしています。</p> <p>府民団体や事業者団体、行政からなる大阪府リサイクル社会推進会議(H18.4 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議を名称変更)において策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を見直し、「リサイクルアクションプログラム(H22.6)」を策定しました。同プログラムに基づき、府民・事業者・行政がそれぞれの立場でさまざまな実践行動を積極的に展開しました。</p> <p>小中学校生のリサイクルへの関心を高めることを目的として、小中学校への啓発用CD/DVDの貸し出しや出前講座を実施しています。</p>	<p>環境農林水産部 循環型社会推進室 環境管理室</p> <p>環境農林水産部 みどり・都市環境室</p> <p>環境農林水産部 循環型社会推進室 環境管理室</p>

項目	長期的な目標 ↓ その目標に対する現状	実現の方途	取り組み状況	部局名
2 水循環の再生				
	<p><長期的な目標></p> <p>雨が地面にしみ込み、やがて川となり海へ流れ て蒸発し、再び雨となる自然の水循環の中で、私 たちの生活や産業活動の基盤となる水資源の利 用などが適切に行われ、水循環とのバランスが 確保されることによって、自然の浄化機能や、豊 かで多様な生態系が維持されているとともに、水 資源が支障なく活用できるという自然の水循環 がもたらす恩恵が発揮されていること。また、水 を大切に使いつつそれを守り育てる文化が育ま れていること。</p>	<p>① 自然の水循環への影響が少ない水資源の利用</p> <p>生活排水などの処理を進めるとともに、雨水・中水の利用、下水処理水の雑用水や河川浄化用水への活用など、都市域での水の効率的利活用をはじめとした自然の水循環への影響が少ない水資源の適切な利用を図ります。</p>	<p>「大阪府生活排水処理実施計画」に基づき、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設が効率的・効果的に整備されるよう、市町村の生活排水処理計画の見直しに関する技術的支援を行いました。</p>	環境農林水産部 環境管理室 都市整備部 下水道室
	<p>↓</p> <p><長期的な目標に対する現状></p> <p>森林は、雨水を地面に浸透させ、下流へ緩やか に流下させる貯水機能、涵養機能などの公益的 機能を有するが、一部で森林の荒廃により公益 的機能の低下が見受けられる。</p>	<p>② 自然の水循環の安定的確保</p> <p>森林・農地などの貯留浸透・かん養能力を保全・回復・増進させるとともに、都市域での雨水貯留施設の設置や透水性舗装の推進などにより、自然の水循環の安定的な確保を図ります。また、河川では、多自然型川づくりなどにより自然浄化機能の向上を図ります。</p>	<p>平成17年度より「おおさかレインボウぶろじぇくと」を推進し、市民団体、企業及び市町村等と連携して府民への雨水利用の普及促進を図りました。河川では、多自然型川づくりなどにより、自然浄化機能の向上させるとともに、森林区域においては、治山ダム等を整備することで森林の基盤を安定させるとともに、間伐等の森林整備を実施することで、森林を健全な状態に保ち、貯水機能、涵養機能の増進しました。</p>	環境農林水産部 環境管理室 環境農林水産部 みどり・都市環境室 都市整備部 河川室
		<p>③ 水を大切に使い、守り育てる文化の育成</p> <p>親水空間の整備や河川等の水質改善等の美しい水辺を身近なものにする取り組みを進めるとともに、水循環の保全・回復のための活動での各主体の積極的な参加・連携を促進・支援することにより、水を大切に使い、守り育てる文化の育成に努めます。</p>	<p>環境基準が未達成の河川を中心に関係機関等と連携して流域における水質改善の機運を高める取組みを行った。親水空間の整備や河川の水質改善等により、美しい水辺を身近なものにする取り組みを進めました。</p>	環境農林水産部 環境管理室 都市整備部 河川室

項目	長期的な目標 ↓ その目標に対する現状	実現の方途	取り組み状況	部局名
3 地球環境				
	<p>① 地球温暖化対策推進法に基づく施策</p> <p>「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、温室効果ガスの削減目標の達成をめざします。</p> <p>「大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画」に基づき、府自らが排出する温室効果ガスの削減に努めます。</p> <p>府内のすべての自治体における温暖化対策実行計画の早期策定を促進します。</p> <p>京都議定書の批准・発効に向けた国内体制の整備に伴う温室効果ガスの一層の排出抑制に努めます。</p> <p>② 省エネルギーの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー効率の改善を経済的に行うESCO事業の活用により、既設建物の省エネルギー化を進めます。 ○ 新規に建物を建築する際には「省エネルギー計画書」の提出により、エネルギーの効率的利用を確認するなど省エネルギー化を促進します。 グリーン購入の推進により省エネルギー機器の普及を促進します。 	<p>大阪府地球温暖化対策地域推進計画で掲げた重点対策(6つ)について総合的かつ計画的に推進してきた結果、2010年度の温室効果ガス排出量を基準年度から9%削減という目標に対し、2009年度13.5%削減と目標達成の見込みとなっています。</p> <p>「大阪府庁エコアクションプラン－地球温暖化対策大阪府庁実行計画－」(2005年改定)に基づき、温室効果ガスの削減に努めた結果、2010年度の温室効果ガス排出量を2003年度比5%削減という目標に対し、2010年度は6.8%削減と目標を達成しています。</p> <p>府内43市町村のうち、ほとんどの自治体において温暖化対策実行計画が策定されていますが、一部自治体においては未策定となっています。【達成率約90%】</p> <p>京都議定書が2005年2月に発効された後、「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を2005年9月に改定するとともに、2006年4月には温暖化の防止等に関する条例を施行するなど、エネルギーの多量消費事業者に対する対策計画書や実績報告書の届出の義務付けなどを規定して温室効果ガスに一層の排出抑制に努めてきました。</p>	環境農林水産部 みどり・都市環境室	
				環境農林水産部 みどり・都市環境室 住宅まちづくり部

項目	長期的な目標 ↓ その目標に対する現状	実現の方途	取り組み状況	部局名
		③ 新エネルギー、未利用エネルギーの活用		
		「エコエネルギー都市・大阪計画」に基づき、太陽光発電や天然ガスコーチェネレーション注2などの新エネルギーの普及や河川水や下水の温度差エネルギーなど未利用エネルギーの活用に努めます。	「エコエネルギー都市・大阪計画」に基づき、新エネルギーの率先導入やセミナー等で普及促進を行うとともに、新エネルギー等の導入状況について把握を行いました。	環境農林水産部 みどり・都市環境室
		森林や廃棄物から発生する木質バイオマスの活用を促進します。	森林資源を活用したクリーンなエネルギーとして木質ペレットの生産・木質ストーブの導入を推進しました。	
		④ 地球温暖化対策に対する自主的取り組みの促進		
		大阪エコアクション宣言事業により、府民、事業者の省エネルギー化等の活動を積極的に支援します。	大阪エコアクション宣言事業により、府民、事業者の省エネルギー化等の活動を積極的に支援しました。	環境農林水産部 みどり・都市環境室
		温暖化防止活動推進員などによる日常生活における温室効果ガス排出抑制につながる実践行動等の普及・啓発活動の支援を進めます。	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化防止活動推進員を委嘱(平成23年3月31日現在182名)し、環境家計簿の普及等により、日常生活における温室効果ガス排出抑制につながる実践行動等の普及・啓発に取り組みました。	環境農林水産部 みどり・都市環境室
		エコ商品(環境に与える負荷の少ない商品)の情報をわかりやすく提供することなどによりグリーン購入を促進します。	家電製品の省エネ性能を分かりやすく表示する「省エネラベル」の周知を図るとともに、「豊かな環境づくり大阪府民会議」を通じて「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、スーパー・生協等の店舗においてグリーン購入についての普及・啓発を行いました。また、グリーン購入の普及・促進を図る全国組織のグリーン購入ネットワークに参加し、大阪においてセミナーを開催するなど、グリーン購入に関する知識の普及に努めました。	
		⑤ フロンガスの適正処理及び脱フロンの促進		
		「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」に基づき、フロンガスの適正処理に努めます。	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」に基づき、第一種フロン類回収業者の指導監督等により、フロンガスの適正処理に努めました。	環境農林水産部 循環型社会推進室
		自然冷媒を使用した冷凍サイクルや発泡、洗浄分野での代替物質の使用などフロンガスを使用しないシステムの技術開発の促進及び普及を図ります。	ノンフロン製品に関するパンフレットを、大阪府フロン対策協議会等を通じて、府民や事業者団体等に配付し普及・啓発に努めました。	

項目	長期的な目標 ↓ その目標に対する現状	実現の方途	取り組み状況	部局名
4 交通環境				
	<p><長期的な目標> 燃料電池車などクリーンな自動車が開発され広く普及とともに、利便性の高い交通体系の整備による自動車交通から公共交通への転換や、交通管制システムなどの整備による円滑な交通流の確保がなされており、また、府民、事業者、民間団体、行政などのすべての主体において、環境に配慮した交通利用のライフスタイル・ビジネススタイルが形成されていること。 これら社会基盤、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革により、公害のない快適な環境が確保されていること。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><長期的な目標に対する現状> ○平成22年度の大阪府内の大気汚染の状況は二酸化窒素・浮遊粒子状物質とも環境基準を達成している。 ○平成21年度のクリーンな自動車"低公害車"の普及台数は、5万6千台(天然ガス自動車:5,380台、ハイブリッド自動車:50,534台、電気自動車:316台)と平成12年度の5千台(天然ガス自動車:1,821台、ハイブリッド自動車:2,802台、電気自動車:261台)と比べて増加している。 ○さらに、環境に配慮した交通利用形態として、カーシェアリング等も普及しつつある。</p>	<p>① 発生源対策の充実</p> <p>クリーンな自動車の普及による発生源対策の充実を図ります。とりわけ、低公害なバス・トラックの普及などディーゼル車対策の充実を図ります。</p> <p>② 車社会からの転換</p> <p>鉄道等公共交通機関の整備を図るとともに府民や事業者の協力のもと自動車交通量の調整・抑制を図る交通需要マネジメント(TDM)施策を推進するなど過度に車に依存した社会からの脱却を図ります。</p> <p>③ 円滑な交通流の確保</p> <p>環状道路等の整備による交通の分散や交差点の立体交差化等の整備を図るとともに、交通管制システム等の「高度道路交通システム(ITS)」の整備を進め、交通流の円滑化を図ります。</p> <p>④ ライフスタイル・ビジネススタイルの転換</p> <p>行政は、環境教育や啓発を通じて、府民や事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、税制などによる誘導や規制的手法の展開により、府民、事業者、行政のそれぞれにおいて、よりクリーンな交通利用をめざすライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図ります。</p>	<p>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出を抑制するため、自動車NOx・PM法に基づく事業者指導や府の公用車へのエコカーの率先導入を行うとともに、大阪自動車環境対策推進会議の場などを活用して、エコドライブの普及やグリーン配送推進運動などの取組みを実施しました。 また、自動車NOx・PM法に基づき、排出基準適合車への転換を促進するとともに、府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を平成21年1月より行いました。 さらに、「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、エコカー導入やインフラ整備を官民一体で推進するための協働組織である「大阪エコカー普及協働サポートネット」を平成22年5月に立ち上げ、メンバーによるエコカーの率先導入や200V充電設備の整備促進等を行いました。</p> <p>過度に車に依存した社会からの脱却を図るため、鉄道等公共交通機関の整備を図るとともに府民や事業者の協力のもと自動車交通量の調整・抑制を図る交通需要マネジメント(TDM)施策を推進しました。</p> <p>環状道路等の整備による交通の分散や交差点の立体交差化等の整備を図るとともに、交通管制システム等の「高度道路交通システム(ITS)」の整備を進め、交通流の円滑化を図りました。</p> <p>クリーンな交通利用をめざし、過度に車に依存しないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図るため、ノーマイカーデーの推進等の公共交通利用促進施策や交通環境学習等を実施しました。</p>	環境農林水産部 環境管理室 環境農林水産部 環境管理室 都市整備部 都市整備部 大阪府警 環境農林水産部 環境管理室 都市整備部

項目	長期的な目標 ↓ その目標に対する現状	実現の方途	取り組み状況	部局名
5 有害化学物質				
	<p><長期的な目標></p> <p>府民・事業者・行政が、化学物質に関する情報を共有し理解を深めながら、適切な役割分担の下に連携して環境リスクの低減と管理をすすめることにより、有害化学物質による環境影響から人の健康がまもられ生態系が保全されていること。</p>	<p>① 環境リスクの適切な管理に基づく効果的な排出抑制の実施</p> <p>人の健康の保護や生態系の保全に係る環境リスクの評価手法については、国と連携して確立することとし、リスクの程度に応じた排出抑制や汚染の除去・浄化を図るなど環境リスクの管理に努めます。特に、現在規制されている化学物質以外にも環境リスクが大きいと認められる物質について、規制的措置も視野に入れつつ、事業者が自主管理目標を設定しその達成に努めるよう指導や支援を行い、排出抑制を図るなど未然防止のための対策を進めます。</p>	<p>平成21年度から府化学物質管理制度に基づく各種の届出制度を開始し、化学物質の取扱量や化学物質管理計画等の届出を指導することにより、事業者による化学物質の自主的管理を促進しました。また、人の健康への影響が大きい石綿について、解体工事等により使用されていた石綿が飛散することがないよう防止対策を徹底するとともに、アスベスト健康被害者の救済のための石綿健康被害救済基金に対して拠出し、救済制度の円滑な運用を図りました。</p>	
	<p>↓</p> <p><長期的な目標に対する現状></p> <p>○平成21年度の府内におけるPRTR法及び府条例により届出された化学物質の排出量は12.6千トンであり、前年度と比べると12.7%減少しています。また、PRTR法による化学物質の届出排出量と届出外排出量の合計は17.0千トンであり、前年度と比べて13.0%減少しています。</p> <p>○平成14年度に土壤汚染対策法、平成15年度に府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染対策規則が施行されました。これらの法令に基づき府内において土壤汚染がある土地として指定された区域は平成22年度末時点で90箇所あり、汚染土壤による健康被害の防止のための適切な管理がなされています。</p>	<p>有害性の少ない化学物質に代替した製品の開発・使用を促進します。</p>	<p>PRTR法及び府化学物質管理制度に基づく、化学物質の排出量等の届出指導を通じて、事業者に対して有害性の少ない化学物質の使用を促進しました。</p>	環境農林水産部 環境管理室
		<p>現地での処理が困難な汚染土壤について、掘削・運搬から最終処分に至るまでの適正処理システムを確立し、汚染地の浄化を促進します。</p>	<p>平成22年度に府生活環境の保全等に関する条例を改正し、汚染土壤の搬出と適正処理に関する規制を盛り込むとともに、法・条例対象外の自主的な対策についても指導や助言を行いました。</p>	
		<p>② 有害化学物質に関する知見や情報の収集と提供</p> <p>有害化学物質について計画的にモニタリングを実施し、汚染や排出の実態を的確に把握するよう努めます。</p>	<p>・ダイオキシン類について事業者による排ガス及び排出水の濃度の自主測定や、施設から発生したダイオキシン類の排出量の把握を行いました。</p>	環境農林水産部 環境管理室
		<p>有害化学物質の環境濃度、排出量、有害性情報等のデータを網羅したデータベースを活用し、環境リスクに関する府民のニーズに応じた情報を分かりやすい形で提供します。</p>	<p>ホームページ等を通じて化学物質の排出量の集計データ等を公表しました。</p>	
		<p>③ リスクコミュニケーションの推進</p> <p>環境リスクとその管理についての社会的合意を得るために事業者が実施するリスクコミュニケーションを支援します。このため、環境リスクに関する正確にわかりやすく説明し話し合いを仲介できる人材(リスクコミュニケーター)を国と連携しつつ養成・活用に努めます。</p>	<p>リスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催しました。</p>	環境農林水産部 環境管理室

項目	長期的な目標 ↓ その目標に対する現状	実現の方途	取り組み状況	部局名
6 エコロジカルネットワーク(水と緑のネットワーク)				
	<p><長期的な目標></p> <p>周辺山系やペイエリアの豊かな自然が「まち」をつつみ、それらの自然が河川の流れを軸として「まち」へと導かれ、そして「まち」の中でも都市公園をはじめとする緑の拠点が緑道や街路樹などでつなげられている。</p> <p>このような「エコロジカルネットワーク」が各主体の協働で地域特性を活かしながら形成されており、自然と共生する社会」が実現していること。</p>	<p>① エコロジカルネットワーク軸の形成</p> <p>周辺山系の森林やペイエリアでの「共生の森」、干潟・藻場、河川や河畔林などの連続した自然空間の拠点や軸となる自然環境を保全・創出することにより、生きものの生育・生息の場や移動経路としての機能を発揮し、また、ヒートアイランド現象の緩和やゆとりと潤いを実感する景観の形成などの役割も果たす「エコロジカルネットワーク軸」を形成します。</p> <p>② 都市空間におけるみどりのネットワークづくり</p> <p>エコロジカルネットワーク軸から都市の内部へと自然を導くため、都市公園や生産緑地、社寺林などの緑の拠点を確保するとともに、街路樹や緑道の整備、市街地の大半を占める民有地の緑化、ビルの屋上・壁面緑化や学校などを中心としたビオトープづくりなどに取り組むことにより、府民が身近に自然との共生を実感できるようにします。</p> <p>③ 自然環境の保全・整備手法に係る調査研究の推進</p> <p>府域における野生動植物種の分布、生育状況等、地域固有の自然植生や生態系を基本にした自然環境の現状の把握に努めるとともに、その評価や保全・整備手法に係る研究を進めます。</p> <p>④ 各主体の連携</p> <p>府民の参加・協力のもと、関係行政機関、民間企業、NPOなどの民間団体が連携してエコロジカルネットワーク軸となる周辺山系やペイエリア、河川周辺の自然環境の保全・整備活動に取り組みます。</p> <p>また、市町村毎に策定されている「緑の基本計画」に基づき各市町村域における水と緑のネットワーク化の推進により、エコロジカルネットワークを府域全域に広げていきます。</p>	<p>周辺山系の森林整備や、ペイエリアでの「共生の森」づくりなど連続した自然空間の拠点や軸となる自然環境を保全・創出することにより、生きものの生育・生息の場や移動経路としての機能を発揮し、また、ヒートアイランド現象の緩和やゆとりと潤いを実感する景観の形成などの役割も果たす「エコロジカルネットワーク軸」を形成を進めました。</p>	環境農林水産部 みどり・都市環境室
	<p><長期的な目標に対する現状></p> <p>周辺山系の森林、農空間や大阪湾の豊かな自然環境を保全・再生する取り組み、周辺部の自然を街へと導く軸や拠点として、主要道路、主要河川、大規模緑地において、みどりの連続性や厚みと広がりを確保するための緑化等の取り組みのほか、平成18年度には都市部の大部分を占める民有地にみどりを創出する建築物の敷地緑化の義務化、屋上や壁面緑化、校庭の芝生化などエコロジカルネットワークの形成に向け地域の特性に応じた取組みが府民や企業、NPOなどの協働のもと進められている。</p>		<p>エコロジカルネットワーク軸から都市の内部へと自然を導くため、都市公園などの緑の拠点を確保するとともに、自然環境保全条例に建築物敷地緑化制度を創設し市街地の緑化を促進するほか、学校のビオトープづくりなどに取り組み、府民が身近に実感できる自然環境の保全・再生・創出を進めました。</p>	環境農林水産部 みどり・都市環境室
			<p>レッドデータブックに掲載されている野生動植物種の分布、生育状況等を検索できる情報システムを作成し、自然環境の評価、保全・整備手法の検討に活用しました。</p>	環境農林水産部 みどり・都市環境室
			<p>府民の参加・協力のもと、行政、企業、NPOなどの多様な主体の協働によるエコロジカルネットワーク軸となる周辺山系やペイエリアなどの自然環境の保全・整備活動に取り組みました。また、市町村毎に策定されている「緑の基本計画」に基づき各市町村域における水と緑のネットワーク化を推進しました。</p>	環境農林水産部 みどり・都市環境室